

# 【小規模事業者持続化補助金】のご案内

(平成 29 年度補正予算・平成 30 年実施)

平成 30 年 3 月 9 日作成

## 1. 【小規模事業者持続化補助金】とは？

小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助金として交付する事業です。今回で5年目です。

## 2. 補助対象となる事業者は？

- 商工会地区の小規模事業者（常時雇用する従業員の数が20人以下（卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）は5人以下）であること。  
（業種は問いませんが、組合（企業組合・協業組合は除く）、NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、農事組合法人等は対象外）

※平成 25～28 年度補正予算での採択事業者も、過去実施したものと異なる事業であれば申請は可能です（採択回数に応じた減点調整が行われます）。

※創業予定者は補助対象外です。※商工会議所地区の方は支援窓口が商工会議所となります。

## 3. どのような取組みに補助金が交付されるのですか？

<次の要件が必要です>

① 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業であること。

- 3年若しくは5年程度の経営計画を自ら作成している小規模事業者。

② 商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。

- 商工会の経営支援員等から助言・アドバイスを受けながら事業を実施します。

③ 下に該当する事業でないこと。

- 既に国（独立行政法人を含む）等の補助金・助成金を受けている事業。
- 取組みが1年以内に売上に繋がらない事業。
- 射幸心をそそる恐れのある事業や、「風俗営業等に関する法律」に規定する風俗営業。

## 4. 具体的な取組事例を教えてください。

<具体的な取組事例を記します（除外要件もありますので公募要領を参照ください）>

- ① 販売促進用チラシの作成・配布、販売促進品の調達・配布
- ② 販売促進用 PR（新聞広告・マスコミ媒体での広告・Web 広告・HP 作成等）
- ③ 商談会・見本市への出展（海外を含む）
- ④ 新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
- ⑤ 商品パッケージ（包装）の改良
- ⑥ ネット販売システムの構築
- ⑦ 店舗改装（小売店の陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など）
- ⑧ 新商品・新サービスの開発
- ⑨ マーケティング調査・製品品質検査
- ⑩ 移動販売・出張販売（買い物弱者対策向けのものを含む）など

## 5. 補助率・補助対象となる経費を教えてください。

(1) 補助率 ⇒ 補助対象経費の2/3以内。（最大50万円の補助）

※「従業員賃金を引き上げる取組」「買い物弱者対策の取組」「海外展開（海外展示会等）の取組」については最大100万円の補助

※複数の小規模事業者による共同実施の場合は最大50万円×小規模事業者数（最高500万円）

(2) 以下の条件を全て満たす必要があります。

- ① 公募要領に記載されている対象経費。
- ② 目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費。
- ③ 交付決定日以降に発注、購入、契約したもの。（展示会等の出展申込みを除く）
- ④ 証拠資料等により金額が確認できる経費。

経費内容（適用要件に注意）	
①機械装置等費用	⑧借料
②広報費	⑨専門家謝金
③展示会等出展費用	⑩専門家旅費
④旅費	⑪車両購入費
⑤開発費	⑫設備処分費
⑥資料購入費	⑬委託費
⑦雑役務費	⑭外注費

(3) 販路開拓と直接関係ない「業務効率化（生産性向上）」の取組も一定の条件下で補助対象となります。

## 6. 補助金の申請手続きを教えてください。

(1) 募集期間は次の通りです。

受付開始 ⇒ 平成 30 年 3 月 9 日（金）

受付締切 ⇒ 平成 30 年 5 月 18 日（金）（送付のみ、締切当日消印有効）

★同一事業者からの応募は1件とします。

(2) 申請書提出先（商工会議所地域の方は最寄りの商工会議所にお尋ねください）

京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局（本多、小西まで）

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町 17 京都府中小企業会館 4F

TEL: 075-314-7151 公募要領のダウンロード先: <http://www.kyoto-fsci.or.jp/>

## 7. 補助金の採択・審査はどのようになるのですか？

(1) 提出された公募申請書を外部有識者にて書面審査を実施した後、全国連審査委員会で決定。（ヒアリングは行いません）

(2) 下記の事業者には所定の加点を行います

- ① 代表者の年齢が満60歳以上で後継者が中心に取り組む、または事業承継計画を有している
- ② 過疎地域に所在する事業者（住所で自動判定）
- ③ 所定の市区町村に所在し、生産性向上の設備計画を有している
- ④ 平成 30 年 2 月末までに経営力向上計画の認定を受けている

(3) 応募者に採択・不採択の結果を通知します。

（採択案件は事業内容を Web 等で公表）※審査結果の問い合わせには応じられません。

(4) 交付決定を通知します。（事業実施期間は下記のとおりです）

交付決定日（平成 30 年 7 月予定）～実施期限（平成 30 年 12 月 31 日（日））

注) 本案内文は商工会地域の事業者向けです。商工会議所地域の事業者は最寄りの商工会議所にお尋ね下さい